

○野洲市空き家バンク設置要綱

令和5年10月1日

告示第150号

(趣旨)

第1条 この告示は、野洲市における空き家の有効活用を通して、危険な空き家の発生を防止し、良好な住環境の確保を図るため、野洲市空き家バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として所有し、かつ、現に居住せず、又は近く居住しなくなる予定の市内に存在する建物（共同住宅又は長屋を除く。）、その附属物及び当該建物（附属物がある場合は、その附属物を含む。）が存する土地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権等その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク この告示の定めるところにより、空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、市内への定住又は定期的な滞在を目的として空き家の利用を希望する者に対し、情報を提供する仕組みをいう。
- (4) 宅建業者 野洲市空き家バンクの運営に関する協定書を締結している組織に加盟する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

(組織との協定)

第3条 市長は、空き家バンクを円滑に運営するため、宅地建物取引業法第74条に規定する法人と媒介を行う宅建業者の決定及び媒介に関する事項について、協定を結ぶものとする。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「物件登録希望者」という。）は、野洲市空き家バンク登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 野洲市空き家バンク登録カード（様式第2号）
- (2) 物件登録希望者の身分を証するものの写し
- (3) 登録希望物件の図面等
- (4) 登録しようとする空き家及び空き家の存する土地の不動産登記全部事項証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 物件登録希望者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、前項の規定による登録の申込みをすることができない。

- (1) 本市の市税を滞納している者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
 - (3) 設定された権利等により売却又は賃貸ができない建物等を空き家バンクに登録しようとする者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当でないとする者
- 3 市長は、第1項の規定による登録の申込みを受け、その内容を確認の上、適当と認めるときは、野洲市空き家バンク登録申込物件調査・媒介依頼書（様式第3号）により、前条に規定する野洲市空き家バンクに係る運営の協定を締結した団体（以下「協定締結団体」という。）に調査及び媒介に係る協力を依頼するものとする。
 - 4 前項の規定による依頼を受けた協定締結団体は、当該空き家の調査及び媒介を担当する宅建業者を決定し、当該宅建業者は、速やかに依頼のあった物件の調査を行うものとする。
 - 5 前項の規定により物件の調査を行った宅建業者は、当該物件の調査結果を、野洲市空き家バンク登録申込物件調査結果報告書（様式第4号）に調査結果のわかる書類を添えて市長に報告するものとする。
 - 6 物件登録希望者は、空き家の売買、賃貸等の媒介又は代理に関する契約を宅建業者と締結し、その契約書の写しを市長に提出しなければならない。
 - 7 市長は、前項の規定による契約書の写しの提出をもって、野洲市空き家バンク登録台帳（様式第5号）に当該空き家に関する情報を登録するものとする。
 - 8 第6項の規定により契約を締結した宅建業者は、速やかに当該空き家に関する内容がわかる書類を市長に提出し、これを受け、市長は、速やかにその内容を国土交通省が所管し、提供している全国版空き家・空き地バンクに掲載するものとする。
 - 9 第7項の規定による登録について、その登録ができる期間は、登録の日から起算して2年間とする。
 - 10 市長は、第7項の規定による登録をしたときは、野洲市空き家バンク登録完了通知書（様式第6号）により当該空き家の物件登録希望者に通知するものとする。
 - 11 市長は、市内の空き家について、空き家バンクに登録することが適当であると認めるときは、当該空き家の所有者等に対して空き家バンクへの登録の申込みを勧めることができる。
 - 12 市長は、次の各号のいずれかに該当し、第7項の規定による登録が適当でない判断した場合は、野洲市空き家バンク登録不可通知書（様式第7号）により物件登録希望者に通知するものとする。
 - (1) 物件登録希望者が第2項各号のいずれかに該当した場合
 - (2) 第5項の規定に基づき行われた調査の結果、物件登録希望者が登録を希望する物件が不適當であると判断した場合
(空き家に係る登録事項の変更)

第5条 空き家バンクに登録された空き家の所有者等（以下「登録所有者」という。）は、野洲市空

空き家バンク登録台帳に登録した事項（以下「物件登録事項」という。）を変更したときは、野洲市空き家バンク登録変更届出書（様式第8号）に、物件登録事項の変更内容を記載した新たな野洲市空き家バンク登録カードを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（空き家バンクの登録期間の延長）

第6条 登録所有者は、空き家バンクへの登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、野洲市空き家バンク物件登録期間延長申出書（様式第9号）を登録期間満了日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、2年間とし、その後も、また同様とする。

3 市長は、第1項の規定による申出を受け、空き家バンクの登録期間を延長したときは、野洲市空き家バンク物件登録期間延長通知書（様式第10号）により当該登録所有者に通知するものとする。

（空き家バンクの登録の抹消）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件を空き家バンクから抹消するとともに、野洲市空き家バンク登録抹消通知書（様式第11号）により当該登録所有者に通知するものとする。

(1) 登録した空き家及び当該空き家の存する土地に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 登録所有者が、野洲市空き家バンク登録抹消申請書（様式第12号）を提出したとき。

(3) 登録所有者が、空き家バンクへの登録期間の満了日までに登録期間の延長の申出をしなかったとき。

(4) 登録所有者が、第4条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(5) 空き家バンクに登録した空き家の情報（野洲市空き家バンク物件登録カードに記載された情報をいう。以下「空き家情報」という。）に虚偽があると市長が認めたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録することが適当でないと認めたとき。

（空き家バンク登録情報の提供）

第8条 市長は、空き家情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項第1号に規定する個人情報を除いた情報を市ホームページ等において公開するものとする。

（空き家バンク利用の申込み及び通知）

第9条 空き家バンクの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、野洲市空き家バンク利用登録申込書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 誓約書（様式第14号）

(2) 利用希望者の身分を証する書類の写し

(3) 利用希望者及び同居しようとする者の住民票の写し（発行日から3月以内のもの）

2 利用希望者及び同居しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、前項の規定による利用登録の申込みをすることができない。

(1) 本市の市税を滞納している者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (3) 空き家に定住せず、又は定期的に滞在しない者
- (4) 当該空き家の存する地域の自治会活動に参加せず、地域住民と協調して生活できない者
- (5) 空き家を転売又は転貸する意思があると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

3 市長は、第1項の規定による申込みのあった場合は、内容等を確認し、適当であると認めたときは、野洲市空き家バンク利用登録台帳（様式第15号）に当該利用希望者の情報を登録するものとする。

4 市長は、前項の規定による利用登録をしたときは、野洲市空き家バンク利用登録完了通知書（様式第16号）により当該利用希望者に通知するものとする。

5 市長は、利用希望者が第2項各号のいずれかに該当し第3項の利用登録ができないと判断した場合は、野洲市空き家バンク利用登録不可通知書（様式第17号）により利用希望者に通知するものとする。

6 第3項の規定による利用登録について、その登録ができる期間は、利用登録の日から起算して2年以内とする。

（利用登録者への情報提供）

第10条 市長は、空き家バンクの利用登録をした者（以下「利用登録者」という。）の希望に基づいて、登録された空き家の詳細な情報を提供するものとする。

（利用登録事項の変更の届出）

第11条 利用登録者は、利用登録台帳の登録事項（様式第18号及び様式第19号において「利用登録事項」という。）を変更したときは、野洲市空き家バンク利用登録変更届出書（様式第18号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（空き家バンクの利用登録期間の延長）

第12条 利用登録者は、空き家バンクへの利用登録期間満了後も引き続き利用登録を希望する場合は、野洲市空き家バンク利用登録期間延長申出書（様式第19号）を利用登録期間満了日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、2年間とし、その後も、また同様とする。

3 市長は、第1項の規定による申出を受け、空き家バンクの利用登録期間を延長したときは、野洲市空き家バンク利用登録期間延長通知書（様式第20号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（空き家バンクの利用登録の抹消）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、野洲市空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第21号）により当該利用登録者に通知するものとする。

とする。

- (1) 利用登録者が、野洲市空き家バンク利用登録抹消申請書（様式第22号）の提出をしたとき。
- (2) 利用登録者が、利用登録の期間満了日までに、利用登録期間の延長の申出をしなかったとき。
- (3) 利用登録者が、第9条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 利用登録の内容に虚偽があると市長が認めたとき。
- (5) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、若しくは善良の風俗を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用登録することが適当でないとき。

（希望物件の交渉、申込み及び通知）

第14条 利用登録者は、希望する物件の交渉を申込みときには、野洲市空き家バンク物件交渉申込書（様式第23号）により、市長に申込みなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、野洲市空き家バンク物件交渉に係る通知書（様式第24号）により、協定締結団体に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた協定締結団体は、希望する物件の媒介業者に連絡し、その交渉結果について、野洲市空き家バンク物件交渉結果報告書（様式第25号）により、市長に報告しなければならない。

（登録所有者と利用登録者の交渉等）

第15条 市長は、登録所有者と利用登録者との空き家等の売買、賃貸等に係る交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

（個人情報の取扱い）

第16条 登録所有者及び利用登録者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 空き家バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしないこと。
- (4) 保有する必要のなくなった個人情報は、速やかに廃棄、消去その他適正な措置を講ずること。
- (5) 個人情報について漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、それに対する指示に従うこと。

付 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

野洲市空き家バンク登録申込書

年 月 日

様

住 所
氏 名
電話番号

野洲市空き家バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。

- 1 契約の交渉については、交渉に関わる全てについて、野洲市と協定を締結する団体及び当団体の会員へ媒介又は代理を依頼します。
- 2 野洲市が協定を締結する団体及び当団体の会員に対して、今回、登録を希望する空き家に関する情報提供を行うことを承諾します。
- 3 野洲市が市税納税状況及び暴力団員等であるか否かの確認について、関係機関へ照会することに同意します。
- 4 登録希望内容は、別紙「野洲市空き家バンク登録カード（様式第2号）」に記載したとおりです。

注記

- (1) 野洲市と協定を締結する団体は次のとおりです。
締結した団体名：
- (2) 野洲市では、空き家情報の提供を行いますが、登録所有者と利用登録者間で行う物件の売買若しくは賃貸等に関する交渉及び契約に関しての媒介又は代理行為は行いません。媒介又は代理行為は、野洲市と協定を締結する団体の会員と媒介又は代理契約を締結いただいた上で、会員が行います。
- (3) 媒介又は代理契約締結後は、その契約書の写しを野洲市に提出してください。契約書の写しの提出をもって、野洲市空き家バンクに登録するものとします。
- (4) 当事者間（登録所有者と利用登録者）での交渉、契約を希望される物件については、当該バンクへの登録はできません。
- (5) 宅地建物取引業者の媒介又は代理行為には、宅地建物取引業法の規定に基づく報酬が必要となります。
- (6) 申込みをされた個人情報、本事業の目的以外には利用しません。

様式第2号（第4条関係）

野洲市空き家バンク登録カード

	登録番号		分類	<input type="checkbox"/> 売却希望	<input type="checkbox"/> 賃貸等希望		
所有者等	〒	住所					
	氏名		電話				
	携帯		FAX				
	メール						
その他の連絡先	〒	住所					
	連絡先		電話				
物件住所	野洲市						
物件概要	土地面積	㎡（ 坪）		築年	年建築（築 年）		
	面積	構造		補修の要否	補修の費用負担		
	1階	㎡ （ 坪）	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担		
	2階	㎡ （ 坪）	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中	<input type="checkbox"/> その他		
希望価格	<input type="checkbox"/> 賃料 万円/月		<input type="checkbox"/> 売却 万円				
設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済 <input type="checkbox"/> その他		風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気		
	ガス	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパン		下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他		
	水道	<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他		駐車場	<input type="checkbox"/> 有（ 台） <input type="checkbox"/> 無		
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> くみ取り		庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
間取り図別紙可			地 図別紙可				
主要施設等への距離	駅	km	受付日	年 月 日	データ有効期限	年 月 日	
	バス停	km		現地確認日	年 月 日	登録抹消日	年 月 日
	スーパー	km	登録日		年 月 日	契約成立日	年 月 日
	病院	km			担当宅地建物取引業者		免許番号
	消防署	km	住所			電話番号	
	警察署	km					
	市役所	km					
	幼稚園・保育園	km					
	小学校	km					
中学校	km						

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

（協定締結者）

様

野洲市長



野洲市空き家バンク登録申込物件調査・媒介依頼書

野洲市空き家バンク設置要綱第4条第1項に基づく申込みがありましたので、同条第3項に基づき、当該空き家の調査及び媒介に係る協力を依頼します。

記

- 添付書類
- ・様式第1号 野洲市空き家バンク登録申込書
（受付番号 ）
 - ・様式第2号 野洲市空き家バンク登録カード
 - ・登録希望物件の図面等

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

（協定締結者）

野洲市空き家バンク登録申込物件調査結果報告書

年 月 日付け 第 号で依頼のありました物件調査につきまして、野洲市空き家バンク設置要綱第4条第5項に基づき、調査結果のわかる書類を添付して物件調査の結果を報告します。

様式第6号（第4条関係）

第 号
年 月 日

（登録所有者）

様

野洲市長



野洲市空き家バンク登録完了通知書

野洲市空き家バンク設置要綱第4条第10項の規定により、下記のとおり「野洲市空き家バンク」への登録が完了したので通知します。

記

- 登録番号 第 号
- 登録日 年 月 日
- 有効期限 年 月 日
- 登録内容 別紙「野洲市空き家バンク登録カード（様式第2号）」のとおり

※ 変更等が生じた場合、速やかに手続を行ってください。

様式第7号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

野洲市長



野洲市空き家バンク登録不可通知書

年 月 日付けでご提出いただきました野洲市空き家バンク登録申込書について、野洲市空き家バンク設置条例第4条第12項の規定により、下記のとおり登録できないものと判断したので、通知します。

記

登録できないと判断した理由

様式第8号（第5条関係）

野洲市空き家バンク登録変更届出書

年 月 日

様

（登録所有者）

住 所

氏 名

電話番号

野洲市空き家バンクの物件登録事項に変更がありましたので、野洲市空き家バンク設置要綱第5条の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 変更内容 別紙「野洲市空き家バンク登録カード（様式第2号）」
のとおり

※ 野洲市空き家バンク登録カード（様式第2号）に登録番号及び変更内容を記載し、提出してください。

様式第9号（第6条関係）

野洲市空き家バンク物件登録期間延長申出書

年 月 日

様

（登録所有者）

住 所

氏 名

電話番号

野洲市空き家バンクの物件登録事項の登録期間を延長したいので、野洲市空き家バンク設置要綱第6条第1項の規定により申し出ます。

記

1 登録番号 第 号

※ この延長申出書を提出されない場合は、野洲市空き家バンク登録完了通知書にある有効期限をもって、自動的に登録が抹消されます。

様式第 10 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

(登録所有者)

様

野洲市長



野洲市空き家バンク物件登録期間延長通知書

野洲市空き家バンク設置要綱第 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり「野洲市空き家バンク」への登録期間の延長の手続をしたので通知します。

記

- | | | |
|-----------|-------|---|
| 1 登録番号 | 第 | 号 |
| 2 変更前有効期限 | 年 月 日 | |
| 3 変更後有効期限 | 年 月 日 | |

様式第 11 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

（登録所有者）

様

野洲市長



野洲市空き家バンク登録抹消通知書

野洲市空き家バンク設置要綱第 7 条の規定により、下記のとおり「野洲市空き家バンク」への登録を抹消したので通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 抹消理由

様式第 12 号 (第 7 条関係)

野洲市空き家バンク登録抹消申請書

年 月 日

様

(登録所有者)

住 所

氏 名

野洲市空き家バンク設置要綱第 7 条第 2 号の規定により、下記のとおり「野洲市空き家バンク」の登録の抹消を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 抹消理由

様式第 13 号 (第 9 条関係)

野洲市空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

様

利用希望者 氏名

野洲市空き家バンクを利用したいので、野洲市空き家バンク設置要綱第 9 条第 2 項の要件に該当しないことを確認するために、野洲市が市税納税状況及び暴力団員等であるか否かの確認について照会を行うことに同意し、同条第 1 項の規定により、野洲市空き家バンク利用登録を申し込みます。

記

利用希望者氏名			
利用希望者住所	(〒 -)		
電 話		F A X	
メ ー ル		同居人数	
利用目的			
分 類	<input type="checkbox"/> 売買希望 <input type="checkbox"/> 賃貸等希望		
希望する項目	<input type="checkbox"/> 間取り () <input type="checkbox"/> 駐車場 (有 (台)・無) <input type="checkbox"/> 庭 (有・無) <input type="checkbox"/> 学区希望 (有 ()・無)		
その他希望する事項をご記入ください。	(例：駅から徒歩 20 分以内の地域がよい、スーパーが徒歩 5 分以内の場所にあること 等)		

- 1 野洲市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「登録所有者」と「利用登録者」間で行う物件の売買、賃貸等に関する交渉及び契約には直接関与しません。そのため、交渉及び契約については、登録所有者が物件の媒介又は代理契約を締結している宅地建物取引業者により行われます。なお、宅地建物取引業者の媒介には、法律で定められる手数料が必要となります。
- 2 申込みをされた個人情報、本事業の目的以外には利用いたしません。

様式第 14 号（第 9 条関係）

誓 約 書

様

私は、野洲市空き家バンクの利用登録の申込みに当たり、野洲市空き家バンク設置要綱の規定を理解した上で、申し込みます。

また、申込書の記載事項に偽りはなく、同要綱第 9 条第 2 項に規定する要件に該当せず、第 12 条第 1 項に規定する利用登録の抹消がされた場合にも異議を申し立てないことを誓約します。

なお、空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

年 月 日

住 所
氏 名

様式第 16 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

（利用希望者）

様

野洲市長



野洲市空き家バンク利用登録完了通知書

野洲市空き家バンク設置要綱第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり「野洲市空き家バンク」への利用登録が完了したので通知します。

記

- | | | | | |
|---|------|---|-------|---|
| 1 | 登録番号 | 第 | | 号 |
| 2 | 登録日 | | 年 月 日 | |
| 3 | 有効期限 | | 年 月 日 | |

※ 変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

様式第 17 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

野洲市長

印

野洲市空き家バンク利用登録不可通知書

年 月 日付けでご提出いただきました野洲市空き家バンク利用登録申込書
につきまして、野洲市空き家バンク設置条例第 9 条第 5 項の規定により、下記のとおり
登録できないものと判断したので通知します。

記

登録できないと判断した理由

様式第 18 号 (第 11 条関係)

野洲市空き家バンク利用登録変更届出書

年 月 日

様

(利用登録者)

住 所

氏 名

電話番号

野洲市空き家バンクの利用登録事項に変更がありましたので、野洲市空き家バンク設置要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり届出します。

記

変更内容 ※変更がある内容のみ記載ください。

利用登録者氏名			
利用登録者住所	(〒 -)		
電 話		F A X	
メ ー ル		同居人数	
利用目的			
分 類	<input type="checkbox"/> 売買希望 <input type="checkbox"/> 賃貸等希望		
希望する項目	<input type="checkbox"/> 間取り () <input type="checkbox"/> 駐車場 (有 (台)・無) <input type="checkbox"/> 庭 (有・無) <input type="checkbox"/> 学区希望 (有 ()・無)		
その他希望する事項をご記入ください。	(例：駅から徒歩 20 分以内の地域がよい、スーパーが徒歩 5 分以内の場所にあること 等)		

申込みをされた個人情報は、本事業の目的以外には利用しません。

様式第 19 号 (第 12 条関係)

野洲市空き家バンク利用登録期間延長申出書

年 月 日

様

(利用登録者)

住 所

氏 名

電話番号

野洲市空き家バンクの利用登録事項の利用登録期間を延長したいので、野洲市空き家バンク設置要綱第 12 条第 1 項の規定により申し出ます。

記

1 登録番号 第 号

※ この延長申出書を提出されない場合は、野洲市空き家バンク利用登録完了通知書にある有効期限をもって、自動的に登録が抹消されます。

様式第 20 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

（利用登録者）

様

野洲市長



野洲市空き家バンク利用登録期間延長通知書

野洲市空き家バンク設置要綱第 12 条第 3 項の規定により、下記のとおり「野洲市空き家バンク」への利用登録期間の延長の処理をしたので通知します。

記

- | | | | |
|-----------|---|---|---|
| 1 登録番号 | 第 | | 号 |
| 2 変更前有効期限 | 年 | 月 | 日 |
| 3 変更後有効期限 | 年 | 月 | 日 |

様式第 21 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

（利用登録者）

様

野洲市長



野洲市空き家バンク利用登録抹消通知書

野洲市空き家バンク設置要綱第 13 条の規定により、下記のとおり「野洲市空き家バンク」への利用登録を抹消したので通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 抹消理由

様式第 22 号 (第 13 条関係)

野洲市空き家バンク利用登録抹消申請書

年 月 日

様

(利用登録者)

住 所

氏 名

電話番号

野洲市空き家バンク設置要綱第 13 条第 1 号の規定により、下記のとおり「野洲市空き家バンク」の利用登録の抹消を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 抹消理由

様式第 23 号 (第 14 条関係)

野洲市空き家バンク物件交渉申込書

年 月 日

様

(利用登録者)

住 所

氏 名

電話番号



野洲市空き家バンク設置要綱第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり「野洲市空き家バンク」に登録のある登録所有者との交渉を申し込みます。

記

1 申請内容

利用登録番号	第 号
交渉希望物件登録番号	第 号
交渉希望内容	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸等

2 同意事項

- (1) 「登録所有者」と「利用登録者」間で行う物件の売買、賃貸等に関する交渉及び契約について、野洲市は一切これに関与しないことに同意します。
- (2) 「登録所有者」に対して、利用登録台帳に登録された私の情報が提供されることに同意します。なお、私と同居を予定している者からも同じく同意を得ています。

3 誓約事項

- (1) 「登録所有者」との交渉及び契約には誠意をもって臨み、疑義、紛争等については、当事者間で解決に当たることを誓約します。
- (2) 空き家バンク登録台帳及び交渉を通じて得た情報は、野洲市空き家バンク設置要綱の目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないことを誓約します。

様式第 24 号 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

(協定締結者)

様

野洲市長



野洲市空き家バンク物件交渉に係る通知書

野洲市空き家バンク設置要綱第 14 条第 1 項の規定に基づく申込みがありましたので、同条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 利用登録番号 第 号
- 2 交渉希望物件登録番号 第 号
- 3 交渉希望内容

様式第 25 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

（協定締結者）

野洲市空き家バンク物件交渉結果報告書

年 月 日付け 第 号で依頼のありました物件交渉の結果につきまして、
野洲市空き家バンク設置要綱第 14 条第 3 項の規定に基づき、報告します。

記

1 報告事項

利用登録番号	第 号
交渉物件登録番号	第 号
交渉結果	

